

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 13 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

小学校の単独調理校における栄養士及び調理に従事する職員の職を廃止するため。

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第5節 その他（<u>第22条～第26条</u>） （その他必要な職員）</p> <p>第10条 法第37条第2項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定するその他必要な職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 一般用務に従事する職員、学校給食配膳員、特別支援学級指導員<u>及び</u>学校事務員</p> <p>(2) ……略……</p> <p>2及び3 ……略…… （宿泊を伴う学校行事）</p> <p>第13条 校長は、修学旅行その他の学校行事で宿泊を伴うものについては、委員会が別に定める基準により企画し、その実施期日の14日前までに、委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第5節 その他（<u>第22条～第25条</u>） （その他必要な職員）</p> <p>第10条 法第37条第2項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定するその他必要な職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 <u>栄養士、調理及び</u>一般用務に従事する職員、学校給食配膳員、特別支援学級指導員<u>並びに</u>学校事務員</p> <p>(2) ……略……</p> <p>2及び3 ……略…… （宿泊を伴う学校行事）</p> <p>第13条 校長は、修学旅行、<u>夏季施設</u>その他の学校行事で宿泊を伴うものについては、委員会が別に定める基準により企画し、その実施期日の14日前までに、委員会の承認を受けなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。